

2 稲高号外

令和2年4月8日

地域密着型サービス事業者 各位

稲沢市市民福祉部高齢介護課

運営推進会議の開催に係る留意点について（その2）

平素は、本市の介護保険行政につきまして格別の御協力を賜り、誠にありがとうございます。

このことについて、令和2年2月28日付け31稲高号外「運営推進会議の開催に係る留意点について」で示した「令和2年度に開催する運営推進会議の取扱いについて」を下記のとおり変更しますので適切な対応をお願いします。

記

1 令和2年度に開催する運営推進会議の取扱いについて

おおむね2月に1回以上の運営推進会議の開催が必要とされる地域密着型サービス（認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設、地域密着型特定施設入居者生活介護）について、令和2年5月に予定・順延した運営推進会議の開催は、中止としてください。

なお、運営推進会議を開催しない場合の取扱いとして、次の対応をもって、運営推進会議を開催したものとして取り扱います。

- ・ 活動状況報告書（任意様式）を作成し構成員に配布する。
  - ※ 活動状況報告書には、利用者の状況（要介護度別利用者数など）、行事・活動状況、ヒヤリハット・事故発生状況等を記載してください。
- ・ 構成員（利用者、利用者家族、地域住民の代表者）からの評価、要望、助言等を聞き取り、記録（任意様式）を作成する。
- ・ 活動状況報告書及び記録を高年齢介護課及び管轄の地域包括支援センターに提出する。

また、その他の地域密着型サービス（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護）については、当面、運営推進会議を開催しないでください。

## 2 今後の運営推進会議の開催について

高齢者や基礎疾患のある方が新型コロナウイルスに感染した場合の重度化のリスクが高いことから、介護サービス事業所においては、感染経路の遮断を徹底して行う必要がある一方、感染予防に必要となるマスク、消毒液等の国内供給が逼迫し入手しにくい状況が続いています。

これらの状況が改善し、新型コロナウイルス感染症による感染が収束するまでの当分の間、運営推進会議の開催は行わないものとします。

なお、再開に当たっては、稲沢市ホームページでお知らせします。

連絡先 稲沢市稲府町1番地 稲沢市役所市民福祉部高齢介護課  
介護認定グループ 電話 0587-32-1286 (ダイヤル)